

ほほえみの郷横浜のご案内

<重要事項説明書>

【1】法人の概要

- (1) 法人名 医療法人社団 悠仁会
- (2) 法人所在地 横浜市旭区下川井町220-1
- (3) 連絡先 045-955-5577
- (4) 代表者 理事長 石川 直将

【2】施設の概要

(1) 施設の概要

- ・施設名 医療法人社団 悠仁会
介護老人保健施設 ほほえみの郷横浜
- ・開設年月日 平成21年7月1日
- ・所在地 神奈川県横浜市旭区下川井町220-1
- ・電話番号 045-955-5577
- ・施設長 坂井 隆志
- ・介護保険指定番号 1453280120

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

1. 事業の目的

介護老人保健施設ほほえみの郷横浜は、介護保険法令の理念に従い施設サービスを提供するものとします。サービスを提供するにあたって介護支援専門員が、施設サービス計画を立てます。そして、計画に基づいて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活のお世話をすることにより、ご契約者(入所者)がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2. 施設運営の方針

入所者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし「全人的」、「総合的」ケアサービスの向上につとめます。又、ご家族・地域の方々・地域の関係機関、と協力し安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

「ほほえみの郷」という施設名の通り、入所者と職員が常にほほえみに包まれた日常生活を過ごせる雰囲気大切にします。

(3) 入所定員

- ・定員 120名(12ユニット 1ユニット10名)

(4) 施設の職員の体制

	実配置員数	常勤換算
(1) 管理者	1人	1.0人
(2) 医師	2人	0.3人
(3) 薬剤師	1人	0.5人

(4) 看護職員	13人	9.6人
(5) 介護職員	67人	58.5人
(6) 支援相談員	3人	3.0人
(7) 理学療法士	1人	1.0人
(8) 作業療法士	5人	4.6人
(9) 言語聴覚士	1人	1.0人
(10) 管理栄養士	4人	3.6人
(11) 介護支援専門員	2人	2.0人
(12) 事務員	9人	8.2人
(13) 介助職員	18人	11.5人

【3】サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

施設サービスを提供するにあたっては、全ての職員の協議によって「施設サービス計画」を作成し、それに基づいて介護サービスを提供いたします。その際、ご本人、契約者の希望を充分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただくようになります。

(2) 医療・看護

医師・看護職員によりご利用者の状態に照らし適切な医療看護サービスを行います。

(3) 介護

施設サービス計画に基づきサービスを行います。

(4) リハビリテーション

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内における生活全般が機能訓練「生活リハビリ」という理念のもとサービスを行います。

(5) 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のためご本人の意思により食事の場所を自由に選択していただき食事をとっていただくことができます。

朝食 8:00～ 9:00

昼食 12:00～13:30

おやつ 15:00～15:30

夕食 18:00～19:30

(6) 入浴

週に最低2回ご利用いただきます。但し、ご利用者の身体状況に応じて清拭となることがあります。

(7) 理美容

月に1、2回出張で外部スタッフがまいります。＜実費徴収＞

(8) 行政手続き代行

認定申請・区分変更等介護保険に関する諸手続き<要相談>

(9) 他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の医療機関、施設等をご紹介します。

【4】 利用料金<詳細は利用料金表をご覧ください>

(1) 基本料金 I

〈施設サービス費：1日あたりの自己負担分〉	1割負担	2割負担	3割負担
・要介護1	860円	1,720円	2,580円
・要介護2	909円	1,818円	2,727円
・要介護3	979円	1,958円	2,937円
・要介護4	1,038円	2,076円	3,113円
・要介護5	1,092円	2,183円	3,274円

基本料金 II

・要介護1	939円	1,878円	2,817円
・要介護2	1,021円	2,041円	3,062円
・要介護3	1,092円	2,183円	3,274円
・要介護4	1,157円	2,309円	3,464円
・要介護5	1,212円	2,423円	3,634円

基本料金 III

・要介護1	835円	1,670円	2,505円
・要介護2	885円	1,769円	2,654円
・要介護3	949円	1,898円	2,847円
・要介護4	1,005円	2,009円	3,014円
・要介護5	1,060円	2,119円	3,178円

※厚生労働省の定める施設基準に依じての利用料金表になります。

(2) 加算<1回ご利用当たりの自己負担分>

* 1割負担の場合 (2割負担の場合)	1割負担	2割負担	3割負担
・夜間職員配置加算	26円	52円	78円
・短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	277円	553円	830円
・短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	215円	429円	644円
・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)	57円	114円	171円
・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)	36円	71円	106円
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	258円	515円	772円
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	129円	258円	386円
・認知症チームケア推進加算 (I)	161円	322円	483円
・認知症チームケア推進加算 (II)	129円	258円	386円
・若年性認知症入所者受入加算	129円	258円	386円
・認知症専門ケア加算 I	4円	7円	10円
・認知症専門ケア加算 II	5円	9円	13円

・ 外泊時費用（初日、最終日除く月6日まで）	388円	776円	1,164円
・ 外泊時在宅サービス利用の費用	858円	1,716円	2,573円
・ ターミナルケア加算（死亡日45日前～31日前）	78円	155円	232円
・ ターミナルケア加算（死亡日以前4日以上30日以下）	172円	343円	515円
・ ターミナルケア加算（死亡日前日及び前々日）	976円	1,951円	2,927円
・ ターミナルケア加算（死亡日）	2,037円	4,074円	6,111円
・ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）/月	11円	22円	33円
・ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）/月	6円	11円	16円
・ 新興感染症等施設療養費	258円	515円	772円
・ 初期加算（Ⅰ）	65円	129円	193円
・ 初期加算（Ⅱ）	33円	65円	97円
・ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	483円	965円	1,448円
・ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	515円	1,029円	1,544円
・ 試行的退所時指導加算	429円	858円	1,287円
・ 退所時情報提供加算（Ⅰ）	536円	1,072円	1,608円
・ 退所時情報提供加算（Ⅱ）	268円	536円	804円
・ 入退所前連携加算（Ⅰ）	644円	1,287円	1,930円
・ 入退所前連携加算（Ⅱ）	429円	858円	1,287円
・ 訪問看護指示加算	322円	644円	965円
・ 栄養マネジメント強化加算	12円	24円	36円
・ 退所時栄養情報連携加算	75円	150円	225円
・ 再入所時栄養連携加算	429円	858円	1,287円
・ 経口移行加算	30円	60円	90円
・ 経口維持加算（Ⅰ）	429円	858円	1,287円
・ 経口維持加算（Ⅱ）	108円	215円	322円
・ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	97円	193円	290円
・ 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	118円	236円	354円
・ 療養食加算	7円	13円	20円
・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	55円	110円	164円
・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	55円	110円	164円
・ 科学的介護推進加算（Ⅰ）	43円	86円	129円
・ 科学的介護推進加算（Ⅱ）	65円	129円	193円
・ 生産性向上推進加算（Ⅰ）	108円	215円	322円
・ 生産性向上推進加算（Ⅱ）	11円	22円	33円
・ 自立支援推進加算	322円	644円	965円
・ 協力医療機関連携加算（1）	54円	108円	161円
・ 協力医療機関連携加算（2）	6円	11円	16円
・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）1	150円	300円	450円
・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）2	75円	150円	225円
・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	258円	515円	772円
・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	108円	215円	322円
・ 所定疾患施設療養費Ⅰ（月7日まで）	257円	513円	769円
・ 所定疾患施設療養費Ⅱ（月10日まで）	515円	1,029円	1,544円
・ 緊急時施設療養費（月に1回連続3日限度）	556円	1,111円	1,666円

・ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（月7日限度）	215円	429円	644円
・ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4円	7円	10円
・ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	14円	28円	42円
・ 褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	11円	22円	33円
・ 排せつ支援加算（Ⅰ）	11円	22円	33円
・ 排せつ支援加算（Ⅱ）	16円	32円	48円
・ 排せつ支援加算（Ⅲ）	22円	43円	65円
・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の7.5%）			
・ 介護職員処遇改善加算Ⅱ（所定単位数の7.1%）			
・ 介護職員処遇改善加算Ⅲ（所定単位数の5.4%）			
・ 介護職員処遇改善加算Ⅳ（所定単位数の4.4%）			
・ 安全対策体制加算	22円	43円	65円
・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24円	47円	71円
・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	20円	39円	58円
・ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7円	13円	20円

【5】その他の費用等に関するもの

（1）施設サービス以外の費用について

- ① 特別室代 5, 238円（税込）（富士山）
 4, 190円（税込）（芦ノ湖、浅間山、太平洋）
 3, 143円（税込）（琵琶湖、日本海）
- ② 食費 1日当り 2, 390円（非課税）
- ③ 居住費 1日当り 2, 548円（非課税）
- ④ 理美容代 実費
- ⑤ 電気使用料 130円/日（税込）（持ち込み電化製品がある場合のみ）
- ⑥ 健康管理費 実費（特別な予防接種代等）
- ⑦ 特別行事費 季節毎の特別行事時に徴収いたします。
- ⑧ 特別行事食 季節毎の特別行事食時に徴収いたします。
- ⑨ 私物洗濯代 別途お申込を承ります。
- ⑩ 教養娯楽費 実費
 *ユニットで行われるレクリエーション等の材料費等の実費となります
- ⑪ おやつ代（嗜好飲料含む） 140円/日（税込）
- ⑫ 上記以外で必要とされた費用に関して実費のご請求をさせていただきます。

（2）特定入居者介護サービス費（所得により該当した区分の費用です）

区分	食費（非課税）	居住費（非課税）
第1段階	300円	880円
第2段階	390円	880円
第3段階①	650円	1, 370円
第3段階②	1, 360円	1, 370円

(3) 支払方法 口座引落又は現金又は銀行振り込み

- ご利用代金の締め日 毎月末日
- 請求書発行 翌月15日頃に発送いたします。

【6】協力医療機関

聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町1197-1 045-366-1111
横浜旭中央総合病院	横浜市旭区若葉町4-20-1 045-921-6111
上白根病院	横浜市旭区上白根2丁目65-1 045-951-3221
訪問歯科 医療法人社団 高輪会	東京都港区港南1丁目8番23号 0120-648-1281

【7】ご入所期間

入所期間は、概ね3ヶ月毎に継続判定委員会にて、ご本人の様子、ご家族の事情などを考慮して入所継続の可否を判定します。

【8】入所中の医学管理に関して

(1) 入所後の服薬管理

入所中のお薬は主治医の判断により施設から処方いたしますので、必要最小限のお薬に限らせていただき、以前のお薬と変更になる場合、投薬量が変更になる場合があります。

(2) 入所後の疾病管理

介護老人保健施設では、入院治療の必要のない範囲の治療や、日常的な医学的な対応（処置、投薬等医療管理）が包括されています。当施設に於いてもこの範囲で入所中の疾病管理をさせていただきます。

(3) 他医療機関の受診（他科受診）

当施設で適切な医療を提供することが困難と主治医が判断した場合、他の医療機関を受診して頂きます。また、それ以外の医療機関受診を希望される場合は必ず事前にご相談ください。その場合は、ご家族に対応して頂きます。但し、緊急時や、やむをえない理由でご家族の対応が困難な場合は、当施設スタッフが対応いたします。

【9】緊急時の対応

(1) 施設は、ご利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合協力医療機関又は、協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

(2) 当施設は、ご利用者に対し、当施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医学的対応を必要と判断した場合、他の専門的医療機関を紹介します。

(3) 前2項の他、入所利用中にご利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、ご利用者及び契約者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

【10】入所中の転倒や受傷について

高齢になると転倒しやすくなり、居室のベッドからの転落、又は移動中の転倒、トイレでの移乗時にバランスを崩しての転落等などによる外傷や骨折の危険性は病院よりも多くなります。職員一同、事故防止には日々最善の努力をしておりますが、これらを完全に回避することは困難であることをご理解いただけますようお願いいたします。

【11】事故発生時の対応

当施設は、万が一施設内で事故が発生した場合は、速やかに当日の担当部署責任者に連絡をし、その責任者は施設責任者に報告を行い関係各部門と適切な対応を図るものとします。夜間帯においては、その状況、程度を判断し緊急対応以外であれば翌日、緊急対応であれば即日施設長又は看護師長に報告し対応の指示を図るものとします。

【12】虐待防止について

当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止に対する担当者を選定します。
- ⑤ 当施設はサービス提供中に、当該施設従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

【13】身体拘束等

当施設は、原則としてご利用者に対し、身体拘束を廃止する。但し、当該入所者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するため等緊急時にやむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急時のやむを得なかった理由を診療録に記載する。

【14】褥瘡対策等

当施設は、ご利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止する為の体制を整備する。

【15】非常災害対策

- ・ 防災設備 自動火災報知器、非常通報設備、スプリンクラー、消火栓非常避難器具
- ・ 防災訓練 年2回

【16】衛生管理

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

【17】事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

【18】施設利用にあたっての留意事項

- 面会
原則、午前10時～午後4時までの間でできます。お気軽にお越しください。
- 外出・外泊
自由にできますが事前にお知らせいただき各ユニットにて手続きをお願いします。
- 飲酒・喫煙
飲酒は原則禁止です。喫煙は所定の場所をお願いします。
- 所持金・備品等の持ち込み
あらかじめ利用時に確認させていただきます。
- 金銭・貴重品の管理
原則としてお預かりしていません。
- ペットの持ち込み
原則として禁止しています。
- 禁止事項
当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

【19】サービスの内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情担当窓口
当施設のサービスに関するご相談・苦情は、管理者又は下記窓口までお申し出ください。
担当窓口：事務長 電話：045-955-5577 対応時間：9:00～18:00
- (2) 当事業所以外に、相談・苦情窓口にご相談することができます。
担当窓口
- ① 横浜市旭区役所 高齢・障害支援課
電話：045-954-6061 FAX：045-955-2675
対応時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
 - ② 横浜市はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）
電話：045-263-8084 FAX：045-550-3615
対応時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
 - ③ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係

電話：045-329-3447

対応時間：8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

【20】個人情報の取り扱いについて（秘密保持）

- （1）個人情報の収集は、その利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。
- （2）個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。
- （3）同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。

《個人情報を利用させていただく範囲》

- ① 当施設による適切なサービスの提供のため
- ② 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- ③ サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
- ④ 居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議など）、照会への回答のため
- ⑤ 緊急を要する場合の医師や救急隊への連絡のため
- ⑥ ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため
- ⑦ 当施設のサービスの維持・改善に資する基礎資料（アンケート等）の作成のため
- ⑧ 当施設で行われる職員研修における事例検討のため
- ⑨ 当施設で行われる学生等の実習教育のため
- ⑩ 審査支払い機関（国保連）や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項について
- ⑪ 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ⑫ 損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
- ⑬ その他、目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

《ご利用者ご本人の映像・写真について》

ご利用者ご本人の映像や写真を、当施設の

- ホームページ
- パンフレット
- 広報誌
- 施設内掲示

に使用することを同意します。（同意するものにチェックをお願いいたします）

《ご利用者ご本人の所在確認について》

契約者以外から、電話や面会等でご本人の入所確認があった場合に、入所の返答、面会の承諾に

- 同意いたします
- 同意いたしません（その際は「ご家族に確認してください」と返答させていただきます）

どちらかにチェックをお願いいたします

【21】その他

施設へのご質問、ご要望などございましたら担当者までご相談ください。

平成21年	7月	1日	作成	
平成21年	11月	1日	改訂	
平成22年	10月	1日	改訂	
平成23年	1月	1日	改訂	
平成23年	4月	1日	改訂	
平成23年	7月	1日	改訂	
平成24年	4月	1日	改訂	
平成25年	6月	1日	改訂	
平成25年	11月	1日	改訂	
平成26年	4月	1日	改訂	
平成27年	4月	1日	改訂	
平成28年	8月	1日	改訂	
平成29年	1月	1日	改訂	
平成29年	4月	1日	改訂	
平成30年	4月	1日	改訂	
平成30年	8月	1日	改訂	
令和	元年	10月	1日	改訂
令和	2年	9月	1日	改訂
令和	3年	4月	1日	改訂
令和	3年	8月	1日	改訂
令和	3年	10月	1日	改訂
令和	4年	10月	1日	改訂
令和	5年	4月	1日	改訂
令和	6年	6月	1日	改訂
令和	7年	7月	1日	改訂
令和	7年	12月	1日	改訂

【事業者】

住 所 横浜市旭区下川井町220-1

事業所名 医療法人社団 悠仁会

介護老人保健施設 ほほえみの郷横浜

施設長 坂井 隆志

介護保険指定番号 1453280120

説明者 _____ 印

事業者から上記内容についての説明を受け、その内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____